

## 「募金・協賛推進特別委員会」 第4回会議 結果概要

### 1 日 時

平成27年5月26日（火） 15:00～17:00

### 2 場 所

滋賀県大津合同庁舎7-C会議室

### 3 出欠状況

委員9名中7名出席（順不同）

出席：北沢 繁和委員長、上村 照代副委員長、藤原 麻美委員、戸田 由美委員、  
井上 みゆき委員、奥村 隆明委員、富永 重紀委員

欠席：歌代 泰和委員、八田 敬次委員

### 4 議事概要

#### （1）募金推進要綱（案）について

事務局より資料1および参考資料1の説明の後、質疑応答はなく、「第79回国  
民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱（案）」が原案どおり  
可決された。

#### （2）募金推進計画（案）について

事務局より資料2および参考資料2の説明の後、以下のとおり発言・質疑応答があ  
った。

#### <委員長>

応援サポーターやスポーツ大使は制度上、大会全般にまたがるかと思うが、制度を  
作る際に募金活動等にも協力いただくという項目はしっかりと入れていただく必要が  
ある。推進計画に盛り込む必要はないが、制度を考える際には、念頭に置いていただ  
きたい。

#### <事務局>

広報・県民運動専門委員会の中で今後議論していくが、募金・協賛推進特別委員会  
でそういったご意見をいただいたことも提案していきたい。

#### <委員>

今のサポーター制度の説明では、あくまで広報・啓発運動をしていていただく方がサポーターだということに聞こえてしまう。実際に寄附していただいた方もサポーターなのではないか。

#### <委員長>

寄附していただいた人までサポーターに入れていくと、かなり幅広くなってしまうと思う。

#### <委員>

制度の中のサポーターから外れているのはいいが、そもそも寄附していただいた方がサポーターの概念から外れているような聞こえ方をしたので疑問に思った。

#### <事務局>

おっしゃるように、今の説明はあくまで国体・全国障害者スポーツ大会を応援するためのサポーター制度について申し上げたつもりで、寄附という行為自体もちろんサポートであり、寄附していただいた方も広い概念でのサポーターには当然入ってくる。

#### <委員長>

街頭募金に地域のスポーツ少年団などが参加して、募金を呼びかけるというようなものもサポーターなのか。

#### <事務局>

そういった一緒に募金活動に取り組んでいただくことも広い意味でのサポーター活動に当てはまると考えている。

#### <委員長>

そのスポーツ少年団が大会を成功させようと広報等の県民運動を行うのもサポーターになるのか。

#### <事務局>

そのとおりである。

#### <委員長>

サポーターの役割は、本当に幅広く様々なことを全般的にやるものではないかと思う。先ほども申し上げたが、サポーター制度を検討される際には広報や県民運動だけでなく、募金についても役割を果たすということを入れていただきたい。

#### <委員>

イメージとして考えると、このサポーター制度は登録していただいて色々な活動に参加してもらうようなものだった。その中には当然、募金活動をサポートする活動もあるという事ではないかと思う。

#### <委員>

例えばだが、フェイスブック等のSNSで国体が開かれるという情報をシェアしてもらい、シェアしてもらえたら1回につき10円が募金として寄附されるというようなことも考えられる。広報と募金がなかなか切れない関係にあるという意味では、このサポーターも同じかと思う。

今の話では、募金の推進計画の中ではそれを設けないという意味か。

#### <事務局>

そのとおりである。募金の計画の中で書いてしまうと、大会の全般的なサポーター制度というところからは外れていくと考えられるため、サポーター制度は広報・県民運動専門委員会の方で検討、導入していきたいとは考えている。

#### <委員>

参加の仕方にも、気軽に入れるところから深くまで関わっていけるところまで選べると良いと思う。

#### <事務局>

やはり協力していただける方にもできることやできないことなど、関われる深さが違ってくると思う。それぞれの方の気持ちに応じられるような制度設計をしていきたい。

#### <委員長>

推進計画（案）2の（1）に「寄附したくなるような仕組みづくり」という表現があるが、寄附していただく側から見たときに言葉がおかしいようにも感じる。

ちなみに第1回会議の資料では、同じ項目の表現が「募金したいと思っただけの仕組み・ストーリーづくり」となっている。これは寄附していただく側に立った表現だ

が、それに対してこの推進計画（案）の文言は「したくなる」となっており、何となく恣意的な表現に感じられる。

#### <委員>

改めて言われてみるとそういう気もする。先ほど言われた第1回会議の資料にあるような言葉の方が良いかもしれない。

#### <委員>

「寄附したくなる仕組みづくり」について、下の「3. 具体的な取組」でより具体化して進めていくことを挙げ、そして、「(6) 結果のフィードバック」で寄附したものがどういうところで使われて、どういう風に活かされているのかを検証するという一連の流れから考えると、仕組みづくりという表現も理解できないことはないかと思う。

#### <委員長>

フィードバックのところだが、他の募金でも色々な形で募金をいただき、何に使って、どういう成果があったかを外に見せておられる。これは募金の制度を作るうえでの義務であり、しっかりとフィードバックしていく必要がある。

#### <事務局>

「寄附したくなる」というのは、皆さんの気持ちをこちらに向けてもらうという思いで書いている言葉だが、一方で「仕組みづくり」という言葉を使うと意味合いが違ってくるようにも感じられる。

#### <副委員長>

引っかかるといえば引っかかるし、そうでもないといえばそうでもない。語尾が全て「仕組みづくり」で統一されているが、もう少し違った表現はないかと思う。

#### <委員>

確かに「仕組み」という言葉が引っかかる原因かと思う。「寄附したくなる」と「仕組み」という言葉を組み合わせると、誤解が生じる言い回しになる。

#### <事務局>

「寄附しやすい仕組みづくり」というのは、まさに手続きや仕組みのことだが、気持ちの部分は仕組みというと違う気がする。

#### <委員>

推進要綱（案）2の（1）に説明で書かれている「思いの醸成」という表現でいいのではないかと思う。「仕組みづくり」という括りで3つとも同じ表現にするから違和感がある。表現は統一しなくても良いのでは。

#### <委員>

別の話になるが、募金という表現と寄附という表現と2つあるが、何か使い分けがあるのか。

#### <事務局>

募金というのは、寄附を募ることを言い換えている。定義で言うと、推進要綱（案）第1条で「寄附金の募集」が募金という位置づけになっている。

集める側が募金で、お金を出していただく方からすると寄附ということになる。

#### <委員>

そうなる、先ほど議論していた話に戻ると、寄附というのは出す側の目線という事か。

#### <事務局>

そうなる。やはり違和感のある表現のように感じる。

#### <委員長>

仕組みづくりという言葉自体がそうなのかもしれない。もう一度事務局で検討いただきたい。

#### <委員>

掲げたときに同じ形で落とし込むことは良くあることなので、その方が皆さんの頭に入れてもらいやすいというところもある。「寄附したくなる仕組みづくり」という表現が明らかにおかしいかと言われればそこまででもない。2の（1）の説明に書いている視点をきっちり出せばそれでいいのかもしれない。

ちなみにスポーツ大使は企画調整課の方で進めておられるとの事だが、計画でいくと今年度から活動が始まるようだが、候補のあたりはついているのか。

#### <事務局>

まだリストアップの段階で、具体的な動き等はこれから進めていく計画であると伺っている。

<委員>

それは一人だけか。

<事務局>

複数と伺っているが、詳細な部分はまだ聞いていない。

<委員>

スポーツと言ってもたくさんの分野があるので、なるべくたくさんの方になっていただきたいと考えている。

<委員>

滋賀レイクスターズは、ブースター（※サポーターのこと）の方も結構な数がついておられるし、大使が持っているサポーターやファンの方を巻き込むのも良いかもしれない。熱心な方が多く、遠征等にもついて行ったりされているし、前の試合でもレイクスターズの応援しか聞こえなかったほどである。また、マナーが良いと表彰を受けていたりもする。そういう方々も含められればと思う。

<委員>

スポーツ大使の方にやっていただくのは、寄附の機運醸成ということだけではないので、この寄附のためだけにという誤解を招く可能性がある。

<委員>

県民の皆さんの国体に対してのイメージができていないところがあるかもしれない。国体にはどういう人が参加して、どういう大会なのかが分からないまま寄附に導くことは難しい。自分の身近に国体に出たり関わったりした人がいないと、イメージがしにくいのではないかと思う。そういう意味で、大使の活動が、今まで国体を知らなかった層の人に国体のことを知ってもらうきっかけとなってもらいたい。

<委員>

参考資料2にも書かれているように、まずは大使となつていただいたトップアスリートが県民の皆さんと直接交流する機会を作り、そこからスポーツそのものの裾野を広げる。そして、国体の機運を盛り上げる方向にもっていきたいと考えている。

あと、先ほどの推進計画（案）の2に関連してだが、（3）の「2024年まで持続する仕組みづくり」も違和感がある。持続する仕組みづくりとあるが、何かあるのか。

#### <事務局>

メリハリをつけていく事かと考えている。これまでの会議でもそのようなご意見をいただいております、競技力向上やジュニアの育成、あるいは施設整備など、まずはすぐに目に見えるところに充てていくというのも一つかと思う。寄附というのは1回してもらえば終わりというものでもないで、先ほどあったワンクリック募金のように手軽にできるものや、イベントにタイアップして行うのも持続する工夫ではないかと考える。様々な観点から短期間で終わらないというところにつなげていくことが、ここの視点の趣旨かと思う。

#### <委員>

表現を3つとも「仕組みづくり」と無理に揃えなくても良いのではないかと思う。

#### <事務局>

今いただいたご意見を含め、この3つの項目の表現については最終案を事務局の方で検討させていただきたい。

#### <委員長>

語呂は良いかもしれないが、確かに少し合わせ過ぎている感じもある。仕組みという言葉にやや強いイメージがあるので、再検討をお願いしたい。

### (3) 謝意表明実施要領(案)について

**事務局より資料3の説明の後、以下のとおり発言・質疑応答があった。**

#### <委員>

寄附者の氏名等の公表についても、1万円以上という下限をなくしたということか。

#### <事務局>

基本的に住所・氏名が分かり、かつご本人の同意がある場合に限った話になる。金額をどう出すかというところはあるが、公表していくことにしたい。

#### <委員長>

それは表彰に係る経費よりも多いことが前提になるのか。例えば子どもさんからの寄附や街頭募金などもあるが。

#### <事務局>

募金箱や商店の売り上げの一部というような小口の寄附は、実際に寄附していただいた人は特定できない場合が多い。例えば店舗であれば、寄附者としてはその店舗の名前になるかと思う。そういう意味では、お名前を特定できる寄附の場合、金額も一定額があるのではないかと想定している。

#### (4) 募金趣旨書(案)について

事務局より資料4の説明の後。以下のとおり発言・質疑応答があった。

#### <委員長>

第1パラグラフ第2段落の「両大会の開催は～」以降のところには国体の目的はしっかりと入っているのか。

#### <事務局>

表現は変えているが、その辺りの内容は盛り込んでいる。

#### <委員>

同じく第1パラグラフ第2段落の「「する」「みる」「支える」」のうち、「支える」というのは応援するというのも入っているのか。

#### <事務局>

入っている。「する」というのは実際に自分がする、「みる」はスポーツやトップアスリートなどをみる、「支える」というのは、本来の意味の支えるでもあるし、アスリートの方を応援したり、スポーツイベントを運営する側として支えるという意味もある。実際に自分がスポーツをするということとは違う関わり方という意味で「支える」がある。

#### <委員長>

和歌山県では「支える(育てる)」という表現がある。今回の募金の使途にも育成という文言もあるので、「育てる」という言葉もあると良いのではないか。

#### <委員>

する・みる・支えると聞いたときに色々なことが対象になって良いと思うが、和歌山県の募金趣意書で「育てる」と書かれていて、育成者や指導者のことまで含まれていてさらにイメージしやすいと感じた。



### <事務局>

する・みる・支えるという表現はセットでよく使われており、準備委員会で定めた「国体開催基本方針」や、この趣意書の中でも使っている。一方で、滋賀県で作っているスポーツ推進計画で、「する・みる・支える（育てる）」という表現を使っているところもある。支えるだけでは分かりにくいので育てるという言葉で補っている例もあるようで、和歌山県もその辺りを加味して書かれたのではと考える。

### <委員>

第2パラグラフの頭にある「年齢や性別、障害のあるなしに関わらず」というフレーズに滋賀らしさを感じる。この趣意書にも滋賀の基本理念的なものが結びつくといい。

### <事務局>

「国体開催基本方針」の中でもこのような文言を書き添えており、そういった部分を引用しながら整理をして記述している。

### <委員長>

県の方で「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」というものを作られたと思うが、滋賀らしい文言というのは何かあるか。

### <委員>

例えば滋賀県基本構想の中でも使われているように、「夢や希望に満ちた豊かさ実感」とか、「元気な滋賀」というフレーズがある。

### <事務局>

国体の開催基本方針の実施目標として、「滋賀をスポーツで元気にする国体」、「滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体」、「県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体」、「滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体」、「滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体」、「滋賀の未来に負担を残さない国体」の6つを掲げている。

その中で一番分かりやすいのは、「滋賀をスポーツで元気にする国体」という目標で、「県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。」と説明しており、趣意書(案)の第1パラグラフ第2段落はこの部分のエッセンスを使っている。

この開催基本方針は6つの目標全体で滋賀らしさを出しているところもあるので、その全てのエッセンスを抽出して盛り込むのはなかなか難しいが、他には第2パラグラフの後半にも、この開催基本方針から取り込んでいる部分もある。

#### <副委員長>

この募金趣意書は今から開催までずっと同じものを使うのか。

#### <事務局>

基本的にはそうである。

#### <副委員長>

例えば長崎ではスローガンが入っている。国体のスローガンが決まった時点で変えた方が良いのでは。ずっと一緒のものというのも分かるが、寄附する人に分かりやすく変えていっても良いのではないかと思う。

#### <事務局>

おそらくキャッチフレーズなどが出来てくる時には、マスコットキャラクターも決まっており、見える部分やメッセージの部分でそれらを加えることはできると思う。

#### <委員>

何かを送られる時に封筒などに入れたりして、目に触れる機会を増やしていければと思う。

趣意書のどこかにマスコットキャラクターが入っていたりした方が、文字だけを見るよりかは良いのでは。

#### <事務局>

他にも寄附をいただいた方に送る礼状等にマスコットキャラクターを入れるのも、そういう段階になればできるし、していきたいと考えている。

#### <委員長>

「育てる」という言葉はこの趣意書(案)には入っていないが、他で定められているものには入っていたりもする。この募金は選手の育成にも使うのか。

#### <事務局>

そのとおりである。第2パラグラフ3行目の「滋賀県ゆかりのアスリートの成長や両大会をはじめ、全国や世界での活躍を応援していきたい」という部分は、まさに競技力の向上、選手の育成に使っていくことを平たく言い換えて記載させていただいている。

#### <委員>

今の滋賀らしいという部分で、「スポーツで滋賀を元気にする」という趣旨を入れられないか。スポーツや国体等を契機にしてどういう滋賀を目指していくかが入っていた方が分かりやすいと思うがどうか。

#### <事務局>

確かに、親しむとしか書いていないので少し弱い感じはするし、元気になるというフレーズは開催基本方針でも掲げている。そこを目指していきたいという思いもあるので、参考にさせていただきたい。

#### <委員長>

この趣意書（案）には募金の使途は書かれていないのか。

#### <事務局>

第4パラグラフで、「両大会の運営、競技力の向上や、スポーツ施設の整備に要する経費」と書いている。

#### <委員>

その3つに使うのは分かるが、募金推進要綱（案）では大会の運営経費はまだ集めないと書いている。今回、実際に集めようとしているのは競技力向上と施設整備に充てるためのものだが、この趣意書（案）には大会運営経費も入っている。この辺りは問題ないのか。

#### <事務局>

募金推進要綱（案）第7条に3つの募金の使途を掲げており、募金の期間は同要綱（案）第5条で集める時期を若干ずらすという規定を設けているが、あくまで使途としては最初から規定あり、募金推進要綱（案）とも齟齬はないと考えている。

当面は、この募金活動を進める際には選手の育成や競技力の向上、施設整備のために使わせてくださいという発信の仕方をしていく。ただ、将来的には確実に大会運営に使っていくので、最初の段階から使途として推進要綱で掲げ、募金趣意書の中にも盛り込んでいくという考えである。

### <委員長>

ただ、広報・県民運動の方で早い時期から色々な取組を計画されているが、これ自体も広い意味では運営には入らないか。

### <事務局>

実際のところそれも運営に入るが、まだその時期は施設整備が経費的には一番ボリュームが大きいと考えている。おそらく施設整備だけで使い切ってしまう可能性が高いのではないかと想定している。

### <委員>

募金推進要綱（案）では募金していただく側のことを規定しているが、要は使い方の問題ではないかと思う。3つの使途で募金するが、当面は競技力向上と施設整備に充当すると使い方のことを言っている話であって、今は大会運営のための経費としては集めないと言えばよいのではないか。

### <事務局>

前回までの議論の中で、メリハリをつけるという意味でも、まずは成果が見える部分に特化していくのがよいのではないかという話だった。

### <委員>

それは使い方を規定すればよいのではないか。

### <委員長>

募金するときに集める時期は別として、何に使うかは言わなくてはならないと思う。

その中で、大会運営経費は割合的に開催決定以降に充てていくところが大きいという話から、時期をずらした形で集めていくという方向で議論を進めてきた。

### <事務局>

寄附をいただいた方に対して、成果が見える形で掲示していくことが大事であると考え。大会運営経費については、やはり支出のピークは開催年と前年で、それまでただ貯金するだけになってしまうのはもったいないような感じもする。

寄附いただいたものを開催年までキープし、開催のときに使いますというのではなく、それまでの間、子ども達の育成支援に使わせていただいたとか、県で整備している競技場の整備に使わせていただいたとか、使途の見える競技力向上や施設整備にまずは充てていこう、その上で寄附をいただいた方に成果を発信していこうという事で議論いただいております、そういった趣旨で使途ごとにスタートの時期を変えさせていただいている。

#### <委員長>

特に滋賀県の場合は募金を早くから始めている。他県ではだいたい内定の時期から始められており、なおかつ使途も大会運営経費に限定して募金活動をされているので、滋賀県の場合とは差異がある。それがこの期間をずらしている理由の一つかと思う。

#### <委員>

そう考えると、やはり「育てる」という趣旨を入れてもらいたい。今あった話の内容とも連動していると感じる。育成や競技力向上という部分は広報の計画とも連動しているのか。

#### <事務局>

広報だけで大きく考えると、まずは国体というものが何かというところを周知し、開催5年前に内定をいただいた頃に県民運動にシフトしていく。先ほど説明させていただいたサポーターと国体を盛り上げ、作っていくといった実際に動いていく部分は後半のところであり、それまでは国体とはこういうものだという情報を発信していく時期だと考えている。

#### <委員>

募金趣意書というのは寄附していただく方に対して出すもので、推進要綱は準備委員会の中の資料であり、外に出ないものなのでどうなのかと思った。

#### <事務局>

募金推進要綱の中にも募金の使途として3つ最初から出していく。

#### <委員>

寄附される方の中には、この趣意書を見て運営経費のために寄附するという人もいるかもしれない。

#### <委員>

第1パラグラフ第2段落のところで、他県のものを見ていると両大会の開催はスポーツの振興と障害者の社会参加の促進という内容の文言が書かれているものが多い。全国障害者スポーツ大会の場合、障害者の社会参加というのが言葉としてあるので、他県のように入れた方がよいのかどうか。国体の大きな趣旨として、国民へのスポーツの普及・振興というような文言が言葉としてあるのか。



#### <事務局>

他県では基本的に大会運営経費に充てておられるので、あえて言葉として書いておられないのだと思う。

滋賀県では大会運営の他に、競技力向上や施設整備も含めて進めていく必要があるということを強調したかったが、強調しすぎたかもしれない。

#### <委員長>

これまで指摘のあった所については、事務局の方で再度検討していただきたい。

※委員の意見をふまえ、事務局にて募金推進計画（案）および募金趣意書（案）の文言を修正し、募金推進要綱（案）も含め、7月に開催する準備委員会総会に諮る。

### （5）その他

#### <委員>

マスコットキャラクターはもう決まっているのか。

#### <事務局>

マスコットキャラクターについては、他県では開催5年前くらいに作られているが、滋賀県の場合は募金の推進にも使っていきたいと思っており、前倒しで考えている。昨年度に立ち上げた広報・県民運動専門委員会という別組織の中で、今年度検討に着手していきたいと考えている。ただ、すぐに決まるというものではなく、新たに募集していくのか、あるいは既存のキャラクターを使うのかということも含め、幅広く議論していきたい。

愛称とスローガンは日本体育協会の承認事項であり、内定をいただいてからでないと承認していただけないので、使用できない。一方でマスコットキャラクターは報告事項であるため、若干ルールを緩められている。

以上